

議事要旨(1)企業会計基準適用指針公開草案「一定の特別目的会社の開示に関する適用指針(案)」について

冒頭に西川専門委員長より、「一定の特別目的会社の開示に関する適用指針(案)」は、特別目的会社専門委員会における短期的な検討にかかる成果物であること、内容についての議論はすでに相当程度なされていること、さらに平成19年3月期から早期適用したいという実務界のニーズも勘案し、今回の企業会計基準委員会での議決をお願いしたい旨の説明がなされた。引き続き秋葉統括研究員より、当該適用指針(案)の説明がなされた。

- ・ 本適用指針を平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用する場合、当該連結会計年度を構成する中間連結会計期間を含む旨を明記した。
- ・ 開示対象となる特別目的会社の範囲がわかりにくいという指摘に対応し、「結論の背景」において、本適用指針では開示対象特別目的会社の範囲を具体的に定めるのではなく、当面の対応として、現行の取扱いに基づく出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社を開示対象特別目的会社とするなどの旨を明記した。

委員より指摘された主な点とその対応は、以下のとおりである。

- ・ 開示対象特別目的会社を利用した取引の概要に、将来における損失負担の可能性などが含まれるとされているが、損失負担のみならず、収益の享受もあるのではないかとこの指摘があり、指摘に沿って適用指針案の該当部分について、修正することとした。
- ・ 「どのような特別目的会社であれば子会社に該当しないのかについてはさまざまな意見や見方がある」という表現は、より正確に「どのような特別目的会社であれば子会社に該当しないものと推定されるのかについてはさまざまな意見や見方がある」と記述すべきとの指摘があり、指摘に沿って適用指針案の該当部分について、修正することとした。
- ・ 開示の対象となる「出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社」をより明確にするために、「子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三」を適用指針の中に参考として引用してはどうかとの提案があり、事務局からは引用する方法や場所等も含めて検討する旨の回答がなされた。
- ・ 開示例のイメージ図において、開示の対象となる特別目的会社を、「開示対象特別目的会社」と記載して明確化すべきとの指摘があり、指摘に沿って適用指針案(開示例)の該当部分について、修正することとした。

審議の後、採決が行われ、字句修正については委員長に一任する前提で、出席者11名全員の賛成により、本公開草案の公表が承認された。

以上